

各務原市若者人材確保のためのW e b 対策支援補助金交付要綱

(令和7年6月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が行う採用情報のウェブ発信を支援し、将来の地域産業の発展を担う人材確保の促進を図るため、予算の範囲内において各務原市若者人材確保のためのW e b 対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(次条第2号アにおいて「補助対象者」という。)

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有するものであること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等

ク 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 各務原市補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

(4) この補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(2) 政治活動又は宗教活動を業とする者

(補助事業)

第3条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当して実施する事業とする。

(1) 事業年度から3年度以内に採用予定があり、それに資する採用活動で使用することを目的としていること。

(2) 次のいずれかに該当する事業又はそれらを組み合わせた事業であること。

ア 補助対象者が運営する採用に関するウェブサイト又はウェブページ（以下これらを「採用サイト」という。）を新設し、又は改修する事業

イ 採用を目的とした会社紹介等の動画を作成し、採用サイトに掲載する事業

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するため外部委託をする経費のうち、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める内容に係るものとする。

2 補助事業を補助事業以外の事業と併せて実施するときは、補助対象経費を明確に区別しなければならない。

3 補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、外部委託先が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外部委託先に係る経費は、補助対象経費に含めることができない。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の役員その他これに準ずるもの（以下この号において「役員等」という。）が、外部委託先の役員等である場合

(2) 申請者と外部委託先が資本関係その他これに準ずる関係にある場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、25万円を上限とする。

(交付の申請等)

第6条 申請者は、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付申請書

(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金(変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実施報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日(補助事業を中止した場合においては、当該中止の承認を受けた日をいう。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は当該完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金実施報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 領収書その他の支払を証明する書類
- (2) 補助事業の実施が確認できる採用サイト等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、補助事業に係る採用サイト等を閲覧し、補助事業の実施を確認するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和8年2月19日決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	内容
採用サイトの新設又は改修	ディレクション、設計、デザイン、コーディング、コンテンツ作成及び登録、動作確認及びバグ修正、採用サイト公開等の作業
会社紹介等の動画作成及び採用サイトへの掲載	動画の企画及び構成、撮影、編集等の作業並びに当該動画の採用サイトへの掲載作業